

2024年7月30日 全6頁

米英の金融経済教育の取り組みから得られる示唆

いかに国民全員に教育を届けるかが金融リテラシー向上のカギ

金融調査部 主任研究員 金本 悠希

[要約]

- 2024年8月から金融経済教育推進機構（J-FLEC）が本格稼働する予定であり、金融経済教育の機運が高まっている。日本の金融経済教育の取り組みを米英と比較して示唆を得たい。
- 米国では、日本よりも幅広い内容を教えている高校もあるが、パーソナル・ファイナンスが高校の卒業要件になっていない州もあり、州によって取り組みにばらつきがある。成人向けには、消費者金融保護局（CFPB）を中心に情報提供等の取り組みが進められているが、全体として米国成人の金融リテラシーの水準は高くないと評価されている。
- 英国では、中等教育において法定教科であるシチズンシップや数学などで金融経済教育が扱われているが、若年成人の61%は学校で金融教育を受けた記憶がないと回答しているなど、必ずしも十分な金融経済教育が提供されているとはいえない。職域では、福利厚生の一環で金融経済教育を行っている企業もあるが、財務アドバイスが従業員の希望ほど提供されていないなど、従業員のニーズとの間には隔たりも見られる。

1. はじめに¹

いよいよ2024年8月から金融経済教育推進機構（J-FLEC）が本格稼働することもあり、金融経済教育の機運が高まっている。一方で、例えば米国の高校では、日本よりも幅広い内容を教えるなど金融経済教育で先行しているとみられているが、詳細に分析してみると課題も浮き彫りになってくる。本稿では、中等教育（中学校・高等学校）や社会人向け教育における米英の金融経済教育の取り組みを比較することで、わが国の金融経済教育をさらに推進するための示唆を得たい。

¹ 本稿は、週刊金融財政事情（2024年7月9日号）に掲載された拙稿「先行する米英の現状から得られる示唆」を基に作成した。

2. 米国における取り組み

(1) 高校では、各州で取り組みにばらつきも

米国では、各州が高等学校のカリキュラムを決めており、米国全体で統一したカリキュラムや指定された教科書は存在しない。そうした中で、学校における金融経済教育を支援する中心となっているのが非営利活動法人（NPO）だ。例えば、経済教育協議会（CEE）とジャンプスタート個人金融教育連盟（Jump\$tart）が作成した個人の資金管理（パーソナル・ファイナンス）に関する「ナショナル・スタンダード」を基に、教育内容を設定している州も多い。

ナショナル・スタンダードは、第4学年（9～10歳）、第8学年（13～14歳）、第12学年（17～18歳）において、生徒が身に付けるべきパーソナル・ファイナンスに関する知識、スキル、意思決定能力を示したものである。収入の獲得、支出、預金、投資、借り入れの管理、リスク管理の6項目を挙げており、例えば第12学年で扱う内容の概要は図表のとおりである。

図表 ナショナル・スタンダードにおいて第12学年（17～18歳）で学ぶ内容

収入の獲得	キャリアパス、賃金・福利厚生、市場の状況やテクノロジーの進歩が労働市場の機会に与える影響を踏まえたキャリア形成
支出	予算や商品の価格・品質・特徴を批判的に考慮して支出を決定することや、慈善寄付と消費者保護
預金	インフレにより預金の価値が下落すること、実質金利と名目金利、金利決定における市場の役割、預金口座の種類を選択、預金の税制優遇措置
投資	個人のリスク許容度や行動バイアスが投資選択に与える影響、金融資産の市場価格に影響を与える要因、ポートフォリオ分散の利点、金融市場規制
借入の管理	異なる種類の借り入れの特徴とコスト、信用報告書とクレジットスコアの向上に寄与する要因と行動、借入に関する消費者保護と法律
リスク管理	個人のリスクを低減する方法、保険加入や保証延長の前に考慮すべき要因、一般的な保険の費用と便益、個人情報情報の窃取に対するリスク管理

（出所）CEE、Jump\$tart "National Standards for Personal Financial Education"を基に大和総研作成

ナショナル・スタンダードには、各項目で目指すべき学習成果も記載されている。例えば、投資について第12学年までに目指すべき学習成果として「個別株への投資と分散投資のメリットとデメリットについて議論する」「さまざまなミューチュアルファンドの経費率を比較する」「個人退職勘定（IRA）や401(k)などの利点について説明する」などが定められている。

このように米国の高校がパーソナル・ファイナンスで扱う内容はわが国に比べて進んでいる印象だ。しかし、すべての生徒がパーソナル・ファイナンスに関する授業を受講しているわけではない。米国では、前述のように各州が高等学校のカリキュラムを決めるため、州ごとに取り扱う範囲も異なる。2024年時点でパーソナル・ファイナンスが高等学校の卒業要件となっている州は、50州中35州である。

なお、経済協力開発機構（OECD）が2018年に、各国の15歳を対象とした金融リテラシーに関するテストを実施している。この結果を見ると、米国のスコアはOECD平均水準であり、必ずしも高いわけではない。さまざまな要因が考えられるが、すべての生徒に金融経済教育が提供されているわけではないことが一因だろう。

（2）金融リテラシーが低い成人への処方箋

米国では、金融リテラシー教育委員会（FLEC）が金融経済教育に関する国家戦略を策定・推進している。特に成人向けの金融経済教育は、消費者金融保護局（CFPB）を中心にさまざまな取り組みを進めている。

例えば、CFPBのウェブサイト上では資金管理、預金、クレジットカード、ローン、債務の返済などに関する情報発信や商品比較用のワークシートの提供を行っている。また、連邦預金保険公社（FDIC）と共に高齢者向けに詐欺防止のため、金融経済教育プログラムの開発も実施している。

ただし、米国成人の金融リテラシーに関する調査²によると、全体として米国成人の金融リテラシーの水準は高くないと評価されている。例えば、複利計算・インフレの影響・分散投資の効果に関する基本的な理解を問う問題（計3問）の全問正解率は、2021年時点で30%未満だった。また、この調査では、高齢者の金融リテラシーが高い一方で、若年層や女性、アフリカ系、ヒスパニック系、最終学歴が高校以下の人々などの金融リテラシーが低いことが示され、特定のグループを対象にした教育プログラムの作成の必要性がうかがえた。

なお、職域教育の分野では、従業員に収支管理や資産形成、退職後の備えなどについての金融経済教育プログラムを提供している企業もある。こうしたプログラムの効果については、プログラム受講の有無が、従業員の金融リテラシー水準と貯蓄や退職後の備えに関する意思決定への影響を示した分析結果³がある。それによると、受講した従業員はその後の貯蓄行動が改善される傾向にあることや、金融リテラシーの水準と確定拠出年金プランへの参加率に相関があることが明らかになり、職域教育の意味・効果がうかがえる。

3. 英国における取り組み

（1）学校教科で扱うが、授業時間が短いという課題も

英国の教育制度はイングランド・ウェールズ・スコットランド・北アイルランドで分かれており、本稿ではイングランドの金融経済教育について解説する。イングランドの中等教育におい

² Annamaria Lusardi and Jialu L. Streeter “Financial literacy and financial well-being: Evidence from the US”（2023年10月）

³ Robert Clark, Annamaria Lusardi, Olivia S. Mitchell “Employee Financial Literacy and Retirement Plan Behavior: A Case Study” NBER working paper series（2015年8月）

ては、法定教科であるシチズンシップと数学、および準法定教科である PSHE (Personal, Social, Health and Economic education) において金融経済教育を扱っている。

まず、ナショナル・カリキュラムにおいて、シチズンシップの目的の一つとして、日々の資金管理や将来に備えた資金計画の立案を挙げている。カリキュラムは年代ごとに作成されており、Key Stage (KS) 3 (11~14 歳) では「お金の機能と用途、予算編成の重要性と実践およびリスク管理」が、KS4 (14~16 歳) では「収入と支出、金銭貸借、保険、預金、年金、金融商品・サービス、および公的資金の調達と支出」がカリキュラムに含まれている。また、数学において、KS3 では単利計算を、KS4 では金融に関する課題を示して、考えて解決することを教えている。

PSHE では個人の金融に関する知識やスキルを身に付ける観点から、個人の予算編成が盛り込まれている。PSHE 協会が策定した学習プログラムが参照されており、効果的な予算の立て方や、リスクに伴う機会と課題の認識を通じて効果的に意思決定を行う方法、お金・ギャンブル・消費者の権利に関して適切なサポートを受けられるようになることが求められる。

しかし、2023 年に行われた英国の中等教育における金融経済教育の状況に関する調査⁴によると、18 歳から 24 歳の若年成人のうち金融リテラシーがあると判断されたのは 41%にとどまった。さらに、若年成人のうち 61%は、学校で金融教育を受けた記憶がないと回答し、授業を受けた人でも、その時間は 1 カ月当たり平均 48 分に過ぎず、必ずしも十分な金融経済教育が提供されているとはいえない。

(2) 民間団体主導で教育環境を整備

英国では、民間企業や NPO 法人も積極的に教材を作成している。なかでも Young Money は、若年層の金融教育の学習目標を示した「金融教育計画フレームワーク (11~19 歳)」を策定している。フレームワークは、11~14 歳、14~16 歳、16~19 歳の世代別に、①お金の管理の仕方、②賢い消費者になること、③お金に関するリスクと感情を管理すること、④生活においてお金が果たす重要な役割を理解することの四つのテーマごとにお金に関する「知識」「スキル」「態度」の目標を示す。

例えば、14~16 歳向けにおいては、金融商品の比較に関する「知識」では、異なるニーズや状況に適したさまざまな金融商品が存在し、金融機関がこれらの商品から収益を得ようとしていることについて知ることが学習目標に設定されている。他方、「スキル」では、金利や支払条件を基に金融商品を比較し、情報に基づいてニーズに沿った意思決定ができること、「態度」では、金融商品の選択は個人の状況・好み・価値観・態度によって異なることを理解することが学習目標に設定されている。

さらに、Young Money は、このフレームワークに沿った中等教育向けの教科書も作成している。貯蓄、予算編成等、借り入れ、卒業後の仕事、リスク・リターン (投資・保険)、セキュリティ・詐欺について、平易な表現で、生徒が実際に遭遇し得るケースに沿って具体的に解説している

⁴ MyBnk, Compare the Market “Financial Education in Secondary Schools in the UK” (2023 年 5 月)

のが特徴だ。

(3) 職域教育では、ニーズのミスマッチも

OECD と OECD 内に組織された「金融教育に関する国際ネットワーク」(INFE) が 2016 年に実施した成人の金融リテラシーに関する調査によると、英国のスコアは 29 か国中 15 位であり、参加国の平均的な水準だった。このような中、英国では、2030 年を見据えて国民のファイナンシャル・ウェルビーイングの向上に向けた国家戦略を進めている。

国家戦略においては、成人向けの取り組みとして、定期的な貯蓄の促進、借り入れの適切な管理、債務相談へのアクセス改善、ライフプランへの理解の増進が設定されている。国家戦略の推進の担い手として、英国政府内の独立機関であるマネー・ペンションサービス (MaPS) が存在し、ポータルサイトを通じて公的給付制度、出産・介護、就労、住宅、年金と退職後の生活など人生のさまざまなステージで有用なお金に関する情報を発信している。

ポータルサイトでは、さまざまなツールを提供している点も注目だ。例えば、利用者が入力した収入・支出金額を基に支出が収入に収まっているかを計算するとともに、簡単なアドバイスを表示する予算策定ツールのほか、オンライン・電話・対面で無料の債務相談サービスを提供するアドバイザーの検索ツールも用意している。

職域では、福利厚生の一環で金融経済教育に関する取り組みを行っている企業もある。個人の予算管理、退職後の生活、貯蓄・投資、金融リテラシーなどに関する従業員向けのセミナーや個別相談などを実施し、従業員のファイナンシャル・ウェルビーイング向上に取り組んでいる。

2023 年に従業員数 200 人以上の企業における雇用主や従業員に対して実施した、英国企業のファイナンシャル・ウェルビーイング戦略の調査⁵によると、調査対象企業のうち 50% がファイナンシャル・ウェルビーイング戦略を導入し、43% の企業がその戦略の中に債務カウンセリングを組み込んでいた。一方、36% の従業員がファイナンシャル・ウェルビーイング改善のために望む福利厚生として財務アドバイスを挙げていたが、実際に財務アドバイスを提供している企業は 15% に過ぎなかった。このように、企業が提供する福利厚生と従業員のニーズには隔たりも見られる。

4. 浮き彫りになる日本と米英との共通課題

中等教育における金融経済教育については、米国ではすべての州の高校で必修とされているわけではないのに対し、日本では必修科目となっている点でより優れているともいえる。一方、米英のカリキュラムは、日本の高校の家庭科で扱う内容よりも幅広い印象を受ける。

日本で今後、国民の金融リテラシーを向上させるために、いかに内容を充実させていくかが問

⁵ Close Brothers Asset Management “Spotlight on UK financial wellbeing” (2023 年 11 月)

われてくる。ただ、米英においても特定の層への教育不足といった課題も見受けられる。内容の拡充はもちろんのこと、教育の機会を幅広く与えることや内容の定着を図ることも見逃せない。

他方、米英の社会人向けの金融経済教育については、政府が積極的な情報発信を行っており、企業の中には福利厚生の一環で教育・相談の機会を提供している例もある。一方で、米英であっても、そうしたことに熱心でない企業の従業員や、そもそも企業に属していない個人事業主・フリーランス、シニア層などが存在する。これらの層にもいかに金融経済教育の機会を提供するかが課題といえよう。

こうした課題は、J-FLEC の本格稼働を目前に控えたわが国も共通して抱えている。米英の企業の取り組みを参考にしつつ、勤務者に限らず、どのように広範に金融経済教育を提供すべきかについて、これからも検討・議論する必要があるだろう。

(以上)